

神奈川県農業物価高騰対応費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍における原油価格や物価高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、燃油価格の高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を図るために実施する事業に要する経費を、予算の範囲内において補助金として交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助事業、補助対象事業者及び当該事業に要する経費（以下、「補助対象経費」という。）は別表第1のとおりとする。

(補助額の算出方法等)

第3条 補助額は、補助対象経費の2分の1以内の額とする。

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。別表第1の施設園芸物価高騰対応セーフティネット積立金造成費補助にかかる経費については前項の規定により算出した補助金の額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(申請書の提出期日等)

第4条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書（第1号様式、以下「交付申請書」という。）の提出期日は、知事が別に定める日までとする。

- 2 規則第3条第2項第4号の規定による交付申請書に添付すべき書類は、別に定めるとおりとする。
- 3 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を添えて提出しなければならない。ただし、申請

時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(暴力団排除)

第5条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの

2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報を経済警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の交付)

第6条 補助金の交付は原則として精算払とする。ただし、補助事業の円滑な推進を図るうえで必要と認められるときは、概算払により補助金を交付することができる。

2 前項ただし書の規定に基づき補助金の概算払を受けようとする補助対象事業者は、交付申請書にその理由を記載した書類を添付するものとする。

(交付条件)

第7条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

ア 補助事業の実施に係る経費の配分の変更のうち、補助対象経費の30%

未満の変更。

- イ 事業完了予定日の変更のうち、交付決定日の属する会計年度内を事業完了日とする変更。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(変更の承認)

第8条 前条第1号又は第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、変更(中止、廃止)承認申請書(第2号様式)に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第9条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第10条 規則第10条の規定による状況報告は、12月末日現在の状況を記載した事業実施状況報告書(第3号様式)により、1月31日までに行わなければならない。ただし、当該期日までに補助事業が完了したものについては、事業実績報告書(第4号様式)(以下「実績報告書」という。)の提出をもって代えることができるものとする。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、実績報告書に別に定める書類を添えて知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第5号様式）により、すみやかに知事に対して報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は支社及び支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限等)

第13条 補助事業者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 規則第17条ただし書の規定により知事が別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める期間とする。

3 規則第17条第2号の規定により知事が別に定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格が50万円以上のものとする。

(書類の整備等)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

3 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を継承する者（権利義務を継承する者がいない場合は知事）に該当証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第15条 補助事業者は、住所、氏名又は電話番号を変更したときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

附 則

この要綱は、令和4年9月5日から施行する。

この要綱は、令和5年3月13日から施行し、令和4年9月5日から適用する。

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

別表第1（第2条関係）

補助事業	補助対象事業者	補助対象経費
神奈川県施設園芸物価高騰対応燃油価格高騰対応費補助	神奈川県燃油・肥料高騰対策協議会	「施設園芸セーフティネット構築事業」加入者への燃油価格の上昇分に対して支払う補填金
神奈川県施設園芸物価高騰対応資材導入費補助	「施設園芸セーフティネット構築事業」加入団体（※）	次の資材の導入経費 内張カーテン、外張被覆、送風ダクト、循環扇、局所加温に必要な資材及びこれらを固定するのに必要なパッカー、バネ等の資材

※施設園芸農家3戸以上または農業従事者5名以上で構成する農業者団体等